

西宮市規則第7号

西宮市奨学基金設置条例施行規則の一部を改正する規則

西宮市奨学基金設置条例施行規則（昭和37年西宮市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第3条を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

西宮市奨学基金設置条例施行規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、西宮市奨学基金設置条例（昭和37年西宮市条例第11条）第6条の規定に基づき、その施行に関して必要な事項を定める。</p> <p>第2条 略</p> <p><u>第3条 削除</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、西宮市奨学基金設置条例（昭和37年西宮市条例第11条。<u>以下「条例」という。</u>）第6条の規定に基づき、その施行に関して必要な事項を定める。</p> <p>第2条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(利子)</u></p> <p>第3条 <u>条例第3条に規定する利子の納付があつたときは、教育委員会は直ちに収入の手続きをとらなければならない。</u></p>